

併任業務経験のご紹介

審査第二部熱機器 西尾 元宏

抄録

筆者がこれまでに経験した併任業務である、審査システム企画班、品質管理室、近畿経済産業局知的財産室、調整課人事担当補佐の4つのポストでの業務の概要と、これらの業務経験から得た所感について、簡単にご紹介するものです。

1. はじめに

2016年4月、大阪での2年の併任出向を終えて帰任すると、初めて担当する医療機器分野の特許審査室に異動となりました。審査業務もなんとか軌道に乗りつつあったその年の秋、案件棚から次にとりかかる審査案件を取り出して自席に戻るや、突然審査長からお呼びがかかります。全く思い当たるふしがなく、頭に「？」マークが浮かんだまま審査長の後について面接室に向かう道すがら、ふと気づきます。「今日は……1日付異動の内示日か!?」「いや、この審査室に来て半年、担当する採用活動もまだまだこれからの時期だし、ここで異動はないだろう……」

などとぐるぐる考えながら面接室に入り、席に座るなり審査長が取り出したのは、なにやら見覚えのあるフォーマットの1枚紙。そして、

「異動の内示です。10月1日から、調整課長補佐、人事担当に併任となります。」

こんなふうに突然始まる併任業務。特許審査官の本分である特許審査業務を一時離れ、様々な経験ができる面白さがある一方で、慣れない業務、膨大な業務量……いろんなイメージが付きまとう併任業務に不安を感じる方も多いはず。そんな不安を少しでも和らげるべく、この記事がお役に立てば幸いです。

本稿では、調整課人事担当の業務を含め、これまでの併任業務での経験と、業務をとおして感じたこ

とについて、簡単にご紹介したいと思います。

なお、記事中の部署・役職名は基本的に現在のものとし、適宜当時の名称を付記しています。また、記事中の各部署における担当業務等の記載は、筆者が各併任業務に従事していた際の【個人的な印象】であり、正式な組織規程やその他の取り決め等による正確な担当内容に基づくものではありませんので、あくまでおおまかなイメージとしてご参考にしてください。

また、記事の内容そのものも、個人的な考えをもとに記載しており、何ら組織としての見解を表すものではありません。

2. 審査システム企画第二係長

最初の併任は、2008年10月、審査システム企画班の審査システム第二係長でした。2003年に入庁し、プリンタ等の紙送り技術の審査を5年半経験した後のことです。この年の4月に同期が併任に出始めたことから、自分でもそろそろかな、と思っていましたし、当時の所属の審査長からも、いつでも出られるように心づもりを、といった趣旨の言葉ももらっていました。そして、ついに来た内示の日。当時は異動の前に内示があるということもよく知らなかったので、夏季休暇の旅行中に突然審査長から電話がかかってきたときには、「なんかやらかしたっけ?」と心底ドキドキしたことを思い出します。

自分自身、特許庁でのキャリアの中で、いろいろな業務経験を試みたいと希望していましたし、審

査長との希望調査面談では、特に情報システムに関わる業務を経験してみたいと申し上げていたのですが、このポストはまさに希望どおりというところ。新たな業務に向けてやる気一杯で10月1日を迎えました。

審査システム企画班は、特許審査部門の総務的な役割を担う調整課の中で、審査の国際施策や情報施策の企画を担当する審査企画室に属しており、主に特許審査業務で用いる情報システムについての企画調整を担当していました。

ところで、庁内の情報システムの担当といえば、真っ先に思いつくのは、総務部に属する情報システム室ではないかと思います。情報システム室は、庁全体の情報システムの枠組みを取り仕切っており、庁内各部署の要望等に応じ、外部の業者と協力してシステム構築の業務を担っています。

これに対し、調整課の審査システム企画班は、特許審査部門の意見をとりまとめ、特許審査業務システムの機能的な要望に関する方針を定めて、これを情報システム室と調整してシステム開発につなげていくことが主な役割でした。逆に、審査システムに関する特許審査部門への連絡事項は、主に審査システム企画班が引き受けて対応します。一言でいえば情報システム室と特許審査部門との間に入って必要な調整を行う部署といえるでしょう。

班のメンバーは班長、課長補佐係長(第一係長)、係長(私)の3名で、ほかに審査企画室の調査員に一部の作業をお願いすることはありましたが、基本的に班で担当する業務はこの3名で分担していました。

係長としての主な業務内容は、

- ・特許審査部情報委員会の幹事
- ・既存の審査業務システムの運用や改修に関する連絡調整
- ・次期システムにおける検索システムの開発についての企画調整

といったところであったと記憶しています。

業務に関しては、やはり特許審査業務とは全く勝手が違い、最初は戸惑うことばかりで大変でした。その中で、特に当時印象的だったことを下記にいくつか挙げます。なお、これらの事項は、その後に経

験する併任業務でも概ね共通していると思います。

・業務で関わる部署や人が多い

班のメンバーである班長、補佐係長と常に情報共有しながら仕事を進めるのはもちろんのこと、ほかにも案件によって様々な関わりがあります。

システム開発に関しては、もちろん情報システム室の審査システム担当と相談します。情報委員会の担当業務では、情報委員会メンバー(上席審査長、審査長)だけでなく、案件によって審査企画室の他班のメンバー、各審査室の情報WG員と協力します。また、審査業務システムで利用するDBの整備については、当時普及支援課に設置されていた特許情報室や、審査DB整備の実務を担う審査推進室、会計課と相談しました。特に重要な方針の決定については、首席審査長会議や合同部長会議といった幹部会議に諮ることも必要です。このように多くの部署と日常的に関わりながら業務を進めていくことは、特許審査業務との間で最も違いを感じたところでした。

また、組織上直接の上司である班長の指示のもとに業務を進めることは当然として、情報委員会の幹事として情報委員長の指示を仰ぐことも多く、その間で業務の進め方につまずきお叱りをいただいたことも多かったように記憶しています。

このように多くの人たちとの関わりの中で業務を進めるにあたって大事なことは、とにかく情報共有をしっかりとしておくということでした。しかるべき人に、適時のタイミング、適切なやり方(直接相談、メール、電話)で情報を入れることの大切さを学びました。

・抱える業務の種類が多い

業務量が多いのもさることながら、それ以上に同時に進めるべき業務案件の数の多さというのも、初めての経験だったように思います。自分の物覚えの悪さということもありますが、やるべきことを書き出して記録しておかないと、とても頭の中だけで対処はできません。

いわゆるTODOリストを簡潔にまとめ、日々参照しながらうまく活用して業務を進めることが効率的な業務遂行につながりますが、リストの管理に手をかけすぎて時間をとられるのは本末転倒ですか

ら、そのあたりのバランスは意識しておく必要があります。

・突発業務への対応

自身で業務の進捗をしっかりと管理していても、上司や他部署からの急な仕事の依頼や突然のトラブル発生が、業務の進捗に大きく影響してしまうことも多くの併任業務での「あるある」ではないかと思えます。特にこの審査システム企画班の業務の中では、システムトラブルへの対応が最も大変でした。特に特許審査業務は情報システムに不調があると仕事になりませんから、他の何を差し置いても最優先の対応事項となります。このような事態への対応のために時間を取られ、他の業務を間に合わせるのに相当な苦勞をしたことも多々ありました。

こういった突発業務は当然予測できるものではありませんので、日ごろから想定外のことに対処できる余裕を考慮しつつ業務を進めておきたいところですが、なかなか難しいものです。

・審査施策についての理解の必要性

併任業務、特に調整課の業務では、これまでの特許審査の取組みの方向性を把握した上で、詳細な運用や今後の方針を議論していくことが必要でした。

併任に出る前の特許審査業務では、一人前の審査業務をこなすことや、特許審査を遂行するために必要な実務上の運用を習得することに精一杯で、その背景にある取組みの大きな方針まで意識する余裕がなかったのですが、併任業務を経験して、理解をしっかりと深めておく必要を感じました。

業務は噂どおりの激務で、ほとんど毎日終電で帰っていた記憶ですが、大過なく1年の任期を終えて特許審査部に戻るときには達成感でいっぱいでした。

3. 品質管理室長補佐

その後、特許審査に1年、海外留学に1年、そしてまた1年の特許審査業務を経て、2012年10月から、品質管理室(当時は品質監理室)の室長補佐に併任することになりました。

自分としては、新しい分野の特許審査をもう少し

継続したいという希望を持っており、そのことは希望調査面談の場でも審査長にお伝えしていたのですが、異動内示の際に審査長が、「申し訳ないが力及ばず……」とおっしゃっていたのを思い出します。ただ、特許審査部の方針として力を入れつつあった品質の取組みを担当する部署で是非力を発揮してほしい、との激励を受け、意気を感じて業務に臨みました。

品質管理室は、特許審査の品質向上に向けた取組みの企画立案や実施・調整を担当します。組織としては2007年に設置された比較的新しい部署で、当時は室長、班長、室長補佐(私)、係長の4人体制、それに非常勤職員である品質管理調査員16名の計20名で業務を進めていました。

その中で、私(室長補佐)のポストでは、

- ・品質管理官の品質監査に関する企画調整
- ・ユーザー評価アンケートのとりまとめ、報告書作成
- ・品質ポリシー・品質マニュアルについての議論などを担当。どれもまだ端についたばかりの施策であり、いろいろと工夫のしがいがありました。

業務については、同じ調整課ということもあり、先の審査システム企画班の経験がかなり活かされたように思います。また、下記のようにこの併任業務で新たに経験することもありました。

・調査員との協力

先の併任業務では、上記のとおり班内業務を3名で分担し、自分が担当する業務は班長と相談しつつも基本的に自分自身で進めることが求められましたが、品質管理室では、16名の調査員と協力して業務を進める体制であったため、担当する仕事を自分でこなすだけでなく、仕事を調査員にうまく割り振って進捗を管理していくことが不可欠でした。

このときに感じたことは、仕事をお願いするとき、単に作業の内容を伝えるだけでなく、その背景にある施策の方向性や、その中での当該作業の位置づけをあわせて理解してもらうことが大事なことです。これにより、頼まれた側もその施策目的に沿った工夫ができるなど、作業の質も上がりますし、何よりやりがいにつながるということでした。

また、調査員には様々な経歴を持った方が集まっ

ていて、そういった経験からのお話を折に触れて伺ったことも面白い経験でした。

・企画立案

先の併任業務でも施策の企画立案にかかわる機会があったのですが、初めての併任で業務を進めることに精一杯で、自分で考えてアイデアを出すことはほとんどできず仕舞いだったように思います。2回目となるこの併任業務では、特に同じ調整課内での業務で、仕事の進め方への慣れから少し余裕ができたこともあり、また、特許審査の品質に関しては当時試行錯誤の段階にある取組みが多かったことから、枠組みや運用そのものを検討するところでも一定の貢献をすることができたと思います。

特に、施策実施の事務局として詳細な運用を詰めていくにあたっては、それを実施した際の状況をできる限り詳細にイメージし、様々な場面において関係者が迷わず適切な行動がとれるように、しっかりと段取りすることの大切さを学びました。

・文章の検討は慎重に

ある報告書のサマリーで何気なく記載した文言が、その後自分の手の届かないところで一部分だけ切り取られ、大きく扱われて、意図したものと異なる内容で各所に伝わってしまったことがありました。自分が書いた、あるいは検討した文章が、その後どういう使われ方をするかというのは、なかなか想像がしづらいものですが、様々な視点からその文章を読んでみて、誤解を生じたり無用な批判を惹起したりするような表現がないかどうか、慎重に確認することが必要だと感じました。

・業務に対する意識

1回目併任の係長と2回目併任の室長補佐とでは、上記のように企画立案に対する貢献なども含め、業務の進め方についての考え方や意識がかなり変わったように感じていました。その上で、当時の室長は「自分の現役職レベルの視点で業務について考えるのは最低限のこと。さらに2つ上のポジションにいたらどう考えるか、と想像して物事を考えるように」とおっしゃっていました。今でもこの言葉を思い出しては実践を試みるのですが、難しいものです。

前任者の任期から考えて、自分の任期もそろそろ終了かなとうすうす考え始めていたある日、突然課長からお呼びがかかりました。いわく、

「4月から大阪で仕事をしてくれないか。」

近畿経済産業局知財室長（当時は特許室長）への併任出向の打診でした。

4. 近畿経済産業局知的財産室長

この業務については、今回のテーマである庁内併任業務とは異なりますが、せっかくの機会ですので、特許審査以外の業務という括りで、庁内併任業務との比較も交えて、ご紹介したいと思います。

なお、組織や業務などの詳しい内容は、ここでは簡単な紹介にとどめますが、過去に特技懇にも関係する記事を寄稿しておりますので、ご興味がある方はそちらもご参照していただければと思います。

当時は特許庁の事務官が派遣されていたポストだったこともあって、あまり業務のイメージが沸かなかつたうえ、転勤ということもハードルが高く、最初は少し尻込みしてしまいましたが、よくよくお話を伺ってみると、地域の様々な関係者や企業の方々と関わりながら業務を進めるというその業務の内容に大変興味が湧き、また、自分の出身地である大阪で業務をする経験も貴重なものだと感じ、最終的には是非にということで赴任しました。

経済産業局とは、経済産業省の地方ブロック機関で、各地方における窓口となる機関です。北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の9つの区域につき、それぞれに経済産業局（沖縄は内閣府沖縄総合事務局内の経済産業部）が設置され、各局の知的財産室に特許庁から職員が派遣されています。

各知的財産室は、その地域において産業財産権の取得や活用を通じた中小企業支援を主な役割としており、任期中に関わった主な業務は下記のとおりです。

・様々な支援施策の企画、実施

知財総合支援窓口、知財ビジネスマッチング、知財ワークショップ等

・庁との連絡調整

- 全体方針の共有、活動状況の報告、予算の調整
- 企業や支援機関等との意見交換
- 知財関係イベントへの出席
- その他普及啓発活動

近畿局の知的財産室は、室長1名(私)、室員(局のプロパー職員)5名、非常勤の調査員4名の計10名で室の業務を分担する体制でした。局内での上司は、課長→部長→局長となりますが、同時に特許庁では普及支援課の課長補佐の併任がかかっており、普及支援課長の指揮のもとで業務をする立場でもありました。

これまでの併任業務との大きく異なった点を中心に、いくつかトピックをご紹介します。

・業務で関わる人たち

上記の業務内容から、特に外部の方々との関わりを中心に仕事を進めることが多く、また、関わる人の数もこれまでとは桁違いでした。例として挙げると、企業、産業支援機関、自治体、弁理士、その他専門家(弁護士、中小企業診断士、税理士など)、金融機関、大学、裁判所、税関、他省庁、などです。これらの方々と日常的に接し、いろいろとお話を伺う中で、特許を含めた知的財産が、世の中でどのように扱われているのか、また、特許庁がその中で何を期待されているのか、といった業務に直接かわる話から、各業界のトピックなど、興味深い話をいろいろと伺うことができました。

・特許庁外での業務

大阪に引っ越し、近畿局の一員として勤務していた当時は、自分があたかも近畿局プロパー職員のような感覚になっていました。特許庁に帰任した際には、特許庁の庁舎に通勤することに大変な違和感を覚えたことを思い出します。10年以上も特許審査官として勤務し、身分は特許審査官のまま併任で出向していたのですが、不思議なものです。

身も心も特許庁の外の人間として、外部から特許庁の仕事ぶりを見るという感覚で仕事ができただけは、貴重な体験だったと思います。

・室長としての責務

知財室をとりまとめる長という立場での仕事は、常に上司を補佐する立場で業務を進めていたこれまでのスタイルからの変化に、大きなギャップとともに、やりがいと責任を感じました。

責任をきちんと全うできたかは確信が持てませんが、いろいろな面でサポートしていただいた庁の皆様、経験豊かな局のプロパー職員や、高いスキルを持った調査員、その他関係者の皆様のおかげで、なんとかやるべきことはこなすことができたのではないかと思います。

・イベントへの出席

管轄の地域で知的財産関係のイベントが開催される際は、知財室長が特許庁代表、あるいは政府代表ともいえる立場で出席することも多々あります。それなりの扱いになりますし、時には講演やスピーチに立つこともあります。下手なことはできないと緊張しますが、業務への誇りと責任を改めて感じた経験でした。

近畿局では、いろいろと興味深い業務に携わることができ、是非長く続けたいという希望を持っていましたが、歴代の室長と同様の2年の任期をもって特許庁に帰任し、特許審査業務に復帰しました。そして、冒頭で書いたとおり、その半年後に次の併任に出ることになります。

5. 調整課人事担当補佐

この併任の話をしていただいた時には、正直不安しかありませんでした。人事担当のイメージといえば、機微に触れる機密情報を扱い、水面下で様々な調整を行う繊細な業務。そんなポストが自分に務まるかはわかりませんが、とにかく指名された以上は任務を全うしなければ、という思いで都合4回目の併任業務に臨みます。

正式な役職名は単に調整課長補佐で、担当として人事関連の業務が割り当てられていることから、人事担当補佐という言い方をしています。まさに課長補佐の名のとおり、調整課長の指示のもとに人事に関する事務・調整を行い補佐するという役割であっ

て、人事そのものを決めているわけではありません。

これまでの併任業務では、室や班のメンバーでうまく分担しつつ仕事を進めるというのが基本でしたが、今回の業務では機密保持の観点から、担当するほとんどの業務について、資料のコピーから何から自分でやるということが多かったように思います。

さて、庁内の人事担当部署といえば秘書課ということになりますが、調整課人事担当と秘書課との関係といえば、上記した審査システム企画班と情報システム室の関係に似ているのでしょうか。つまり、特許庁全体の人事については秘書課が取りまとめていますが、特許審査部門の人事については、審査部内で調整をした上で、人事担当補佐が秘書課に依頼して手続きを進める、というのがおおそ基本的な流れになります。

主な担当業務は下記のとおりです。

- ・特許審査官の人事に関する情報の整理
- ・人事異動等の事務手続き（秘書課への依頼）
- ・特許審査部内の人事評価の事務（資料作成、マクロ提供）
- ・その他の事務（発明表彰関連の事務、特許審査業務関連の調査員採用の事務、採用・研修との連携、など）

人事の検討にあたっては、人材と業務の適性だけでなく、人事規則への適合、本人の希望、部署の要望、長期的な人材活用戦略など、様々な事項が考慮されるため、これらの判断材料となる情報を整理し提供します。自分としてもこれまで4回の併任や、その後の審査部への異動など、様々な異動を経験していますので、このような人事異動がどのように検討されているのか非常に興味がありましたが、このような考慮がなされつつ慎重に決定されていく様子を垣間見ることができました。

この業務は、なんといっても人事という機微に触れる内容を扱うことから、情報の管理と、事務手続きの正確性に相当気を使いました。また、約1700名の特許審査官を対象とした人事業務の中で、大きなデータ処理操作が必要であったことも、苦労した点の一つです。

このポストでは1年半で任期を終えて特許審査業務に復帰しましたが、そのときの素直な気持ちとしては、プレッシャーから解放された安堵感が一番大きかったように思います。

6. 所感

これらの併任業務の経験からの所感として、特に下記の3点を挙げておきます。

・併任業務をとおして得られたもの

これまで経験した併任業務は、どれも特許審査業務で培った知見を活かせるものであったと同時に、併任業務を経験して審査業務に戻った際に役立つ新たな視点を提供してくれました。そういう意味で、審査業務と併任業務とは、互いに相乗効果をもって業務の向上に資する関係にあったと思います。

また、特許審査業務での経験が、他の業務においても活かせること、特に近畿知財室長の業務において役立ったことは、特許審査官としての業務に対する新たなモチベーションにもなっています。

さらに、併任業務をとおして、庁内の審査官や事務官、調査員をはじめ、近畿局、外部の知財関係者との間につながりを持てたことは、それ自体が楽しいことでもありましたし、様々な背景を持つ方々との交流の中で、自身の知見を広げてくれたと思います。

・併任業務で特に役立ったスキル

ExcelやAccessの操作について、審査官補時代に師事した指導審査官や当時の審査長の教えをきっかけに興味を持ち、その後も庁内研修や独学で習得していました。これが審査システム企画班ではもちろんのこと、品質管理室ではユーザーアンケートの集計や分析に、人事担当補佐では人事関連情報の整理や、人事評価マクロの扱いに大いに役立ちました。これにより残業時間を大幅に減らし効率的な業務ができたと考えています。

また、併任業務だけでなく審査部の業務でも、例えば外注業務や採用担当業務などでこのスキルを活用した貢献ができましたし、個人的には特許審査業務の中でも着手案件管理等で活用しています。このように特許審査官のキャリアの中で様々な業務で役

に立つものだと思いますので、もし興味があれば是非磨いておかれるとよいかと思います。

・情報共有について

上でも述べたように、多くの併任業務において、関係者への情報共有に配慮することは非常に重要だと思います。適切な情報共有をしていれば、業務の連携が円滑に進むのはもちろんのこと、多少のミスや不具合があったとしても大きな問題になる前に炙り出されて解決できることも多いものです。逆に、情報共有に漏れがあると、業務の進捗に支障が出たり、手戻りが多く発生したり、場合によってはその漏れが原因で全てが失敗に帰することもあります。

私自身、何度かの併任業務を経てようやく、それなりに適切な判断ができることも多くなってきたように感じていますが、うっかりしてしまうこともよくあります。これを防ぐため、時折関係者をすべてリストアップし、それぞれの人に対してどのような情報を提供したかをチェックしてみるように心がけています。

7. おわりに

併任業務といえば、慣れた特許審査業務を離れて未知の世界に飛び込んでいくのですから、不安は当然のことかもしれません。しかし、誰でも最初は慣れない業務に試行錯誤を繰り返して習熟していき、短い期間の中でもなんとか一人前の仕事ができるようになっていくもの。その過程では、自分の成長もはっきりと感じられるはず。また、そうして一人前の仕事ができるようになったとき、審査とはまた別の面白さも感じられることでしょう。機会が得られれば、是非積極的にチャレンジしましょう！

profile

西尾 元宏 (にしお もとひろ)

平成15年4月入庁(特許審査第二部繊維包装機械)
調整課審査システム企画班、特許審査第二部(一般機械、サービス機器)、調整課品質監理室、近畿経済産業局特許室、審査第二部(治療機器)、調整課を経て、平成30年4月より現職。